

『原子爆弾小頭症手当』

(1)手当を支給される人

原子爆弾小頭症手当は、原子爆弾の放射線の影響による小頭症の患者に支給されます。

(2)手当をうけるための手続き

手当をうけるためには、申請書に、原子爆弾の放射線の影響による小頭症についての厚生労働大臣が指定した医療機関の医師の診断書等を添えて居住地を管轄する保健所（部）へ提出してください。

(3)申請に必要なもの

- ・原爆症手当認定申請書
- ・診断書（原子爆弾小頭症手当用）
- ・被爆者健康手帳
- ・申請人名義の預金通帳

※印鑑は、令和3年4月から不要となりました。

(4)手当をうけている人の届出

手当をうけている人が、氏名、居住地、手当の振込口座の変更があるときは、そのつど届出が必要です。